

大口町告示第111号

大口町保育所広域利用実施要綱を次のように定める。

平成27年12月25日

大口町長 鈴木雅博

大口町保育所広域利用実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町保育所における保育の利用に関する規則（平成27年大口町規則第11号。以下「規則」という。）第8条に規定する広域利用の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町外利用 大口町内の保育を必要とする児童が他市町村の保育所を利用することをいう。
- (2) 町外受入 他市町村の保育を必要とする児童が大口町内の保育所を利用することをいう。
- (3) 広域利用 町外利用及び町外受入を総称していう。

(広域利用に係る協議)

第3条 町長は、保育の利用を希望する保護者から町外利用の申込みがあったときは、その必要性を審査し、適当と認めるときは、利用を希望する保育所が所在する市町村（以下「所在地市町村」という。）の長に対し、保育の利用にかかる協議書（様式第1）により協議を行う。

2 町長は、他市町村から町外受入に係る協議があったときは、大口町に居住する保育を必要とする児童を優先して利用決定した後、希望する保育所の運営状況等に応じて審査し、保育の利用にかかる回答書（様式第2）により回答する。

(広域利用に係る委託契約等)

第4条 町長は、町外利用が承諾されたときは、所在地市町村の長と委託契約を締結するものとし、契約の期間は当該年度内とする。

2 町外受入を承諾した場合における契約等については、当該児童の居住する市町村の規定によるものとする。

(報告)

第5条 町長は、町外利用をする児童に係る大口町保育の必要性の認定に関する規則（平成26年大口町規則第12号）第6条の規定による支給認定の内容に変更があったときは、その都度、当該児童の町外利用を受託した市町村に報告するものとする。

（利用者負担）

第6条 広域利用をする児童の保護者は、居住する市町村が定める利用者負担額を次に掲げる区分により支払うものとする。

- (1) 公立保育所 利用する保育所の所在する市町村
- (2) 私立保育所 居住する市町村

（施設型給付費の支払）

第7条 町は、町外利用を委託した市町村に、国が定める基本分単価及び加算額の合計（以下「公定価格」という。）から前条の利用者負担額を差し引いた金額を施設型給付費として支払うものとする。ただし、私立保育所を利用している場合は公定価格を委託費として支払うものとする。

2 町外受入れをした児童に係る施設型給付費又は委託費の支払いについては、当該児童の居住する市町村の規定による。

（その他必要事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、広域利用の実施に関し疑義が生じたときは、関係市町村と協議の上決定するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 大口町立保育所における広域入所実施要綱（平成18年大口町告示第37号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱第2章及び第3章の規定により行われている広域入所に関しては、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

様式第1 (第3条関係)

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

保育の利用にかかる協議書

児童福祉法第24条第1項の規定により、貴管内の保育所で次の児童の保育の実施を委託したいので協議します。

利用希望 保育所名	第1希望	
	第2希望	
保護者住所		
保護者氏名		
児童氏名		年 月 日生 (歳)
		年 月 日生 (歳)
保育の利用 希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
広域利用 希望理由		
その他		

※添付書類 保育所利用申込書の写し等

様式第2（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

保育の利用にかかる回答書

年 月 日付け 第 号で協議のありました児童について、次のとおり回答します。

1 児童福祉法第24条第1項の規定により、当管内の保育所への入所を承諾します。

保育所名	児童氏名	保護者氏名	住所	委託期間
	(年 月 日生)			年 月 日から 年 月 日まで
	(年 月 日生)			年 月 日から 年 月 日まで

2 次の理由により不承諾とします。

保育所名	児童氏名	保護者氏名	住所	不承諾の理由
	(年 月 日生)			
	(年 月 日生)			